

穂積北中学校いじめ防止基本方針 要約

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

学校としての構え

- ①生徒の心身の安全・安心を最優先に考え、危機感をもって、未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、生徒を守る。
- ②全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ③「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、生徒一人一人に徹底できるように努める。
- ④「いじめをしない、させない、許さない、見逃さない学校・学級づくり」を進め、生徒一人一人を大切にする 教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ⑤いじめが解消されたと即断することなく、継続して十分注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者との連携を図りながら見届ける。

2 いじめの未然防止のための取組（自己有用感を高める取組）

- (1)魅力ある学級・学校づくり(「分かる・できる授業」の推進, 規範意識, 主体性, 自治力・自浄力等を育成する指導等)
- (2)生命や人権を大切にする指導(豊かな心の育成)
- (3)全ての教育活動を通じた指導(自己指導能力の育成)
- (4)インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

3 いじめの早期発見・早期対応

- (1)アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集, 校内連携体制の充実
- (2)教育相談の充実
- (3)教職員の研修の充実
- (4)保護者との連携
- (5)関係機関等との連携

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置（必置）

穂積北中学校いじめ未然防止・対策委員会

構 成 員：校長，教頭，（主幹教諭），教務，生徒指導主事，学年主任，教育相談担当（必要に応じて担任，スクールカウンセラー等）

穂積北中学校いじめ未然防止・対策拡大委員会

構 成 員：校長，教頭，（主幹教諭），生徒指導主事，教育相談担当，学校評議委員会（自治会長，民生委員，学識経験者，PTA会長・副会長），スクールカウンセラー，学校医等

開催時期：年3回（開催予定：6月，12月，2月）定期開催とする
※結果を「瑞穂市いじめ問題対策連携協議会」に報告する
※重大事案になりうる場合は，校長が随時召集し事態の収拾・解決にあたる

5 いじめ未然防止，早期発見・早期対応の年間計画

- ・「穂積北中学校いじめ未然防止・対策委員会」は4月当初から随時実施
- ・「教職員の取組評価（自己評価）等を通して，取組（未然防止，早期発見，早期対応）を点検・見直しを行い，次年度に生かす。

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し，事実認識や情報収集，保護者との連携等，役割を明確にした組織的な動きをつくる。

(2) 「重大事態」と判断されたときの対応

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため，教育委員会の指導の下，事実関係を明確にするための調査に当たる。調査を行った場合は，調査結果について教育委員会へ報告するとともに，いじめを受けた生徒及びその保護者に対し事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは，直ちに所轄警察署に通報し，適切な援助を求める。

(3) いじめの解消のとりえと対処

- ①いじめに係る行為が止んでいること
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

7 学校評価における留意事項

- ①いじめの早期発見の取組に関すること
- ②いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報の取扱い

アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童生徒が卒業するまでとし，アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は，指導要録との並びで保存期間を5年とする。